

発議案第3号

保育施設における職員の配置基準等の改善を求める意見書（案）

近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの安全が脅かされる事態が多く発生している。保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかで、国が定める現行の保育士の配置基準では、子どもたちの命や安全を守ることはできないといった声も聞かれる。

こうした保育の現場における人手不足の深刻な状況に鑑み、保育士配置の充実、増員とともに、保育士等の基本給のベースアップ等の処遇改善に対しても早急に対応策を講じる必要がある。

よって本議会は、子どもたちに安心・安全で質の高い保育を提供するため、国に対して次の項目について、早急な実施を求める。

記

- 1 保育施設における職員の配置基準を改善すること。
- 2 保育施設・放課後児童クラブ等職員の基本給のベースアップ等の処遇改善を図ること。また、そのための予算措置を行うこと。
- 3 保育施設・放課後児童クラブで働く職員の人員確保策を迅速に策定し、人手不足の解消を図っていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月10日

香 川 県 議 会